



# 島根県報

平成17年11月18日 (金)  
第 1,728 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

救急病院の所在地の表示の変更	(医療対策課)	1
救急病院の名称及び所在地の表示の変更	( " )	1
救急病院の協力申出の撤回	( " )	2
救急病院の指定	( " )	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	( " )	3

### 公 告

県立学校教育用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	3
原子力防災対策車(普通貨物自動車)の購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	5

### 収用委告示

収用の裁決手続の開始の決定		6
---------------	--	---

### 正 誤

平成17年10月25日付け島根県報第1,721号中	(森林整備課)	9
平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中	(人事委員会)	9
平成17年7月19日付け島根県報号外第71号中	(警察本部)	9

## 告 示

### 島根県告示第1,195号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、所在地の表示に変更があったので告示する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	旧 表 示	新 表 示	変更年月日
公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年10月1日
平成記念病院	飯石郡三刀屋町三刀屋1294 - 1	雲南市三刀屋町三刀屋1294 - 1	平成16年11月1日
玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町1 - 2	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成17年3月31日
松江市立病院	松江市灘町101	松江市乃白町32 - 1	平成17年8月1日

### 島根県告示第1,196号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、名称及び所在地の表示に変更があったので告示する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称		所 在 地		変 更 年 月 日
旧 名 称	新 名 称	旧 表 示	新 表 示	
平田市立病院	出雲市立総合医療センター	平田市灘分町613	出雲市灘分町613	平成17年 3月22日
仁多町立仁多病院	奥出雲町立仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622 - 1	仁多郡奥出雲町三成1622 - 1	平成17年 3月31日

島根県告示第1,197号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に係る協力申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
内科外科山尾医院	出雲市大津町1099 - 5	平成17年1月31日

島根県告示第1,198号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成17年4月1日から 平成20年3月31日まで
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294 - 1	平成17年4月18日から 平成20年4月17日まで
益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成17年8月28日から 平成20年8月27日まで
隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成17年9月1日から 平成20年8月31日まで

島根県告示第1,199号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	掛合上阿井線	仁多郡奥出雲町上阿井708番5地先から同709番地先まで	前	メートル 7.60 ~ 8.50	メートル 100.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.50 ~ 9.50	100.00		

島根県告示第1,200号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	掛合上阿井線	仁多郡奥出雲町上阿井708番5地先から同709番地先まで	メートル 100.00	平成17年 11月18日	木次土木建築事務所仁多土木事業所	

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月18日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ア 県立出雲高等学校教育用コンピュータ等機器 一式

イ 県立学校教育用コンピュータ等機器（盲学校外4校）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成18年2月1日から平成23年1月31日まで

(4) 納入期限

平成18年1月31日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4)情報処理機器」のA等級

イ 営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(2)情報処理機器」のA等級

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成17年12月2日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話0852 - 22 - 6602）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成17年11月18日から平成17年11月22日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、上記(1)の場所において交付する。

(3) 開札の日時及び場所

上記1(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

日 時：ア 平成17年12月9日（金）午後1時30分から

イ 平成17年12月9日（金）午後1時45分から

場 所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

その他：郵便による入札は認めない。

## 4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書の作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (9) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月18日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 入札の内容

## (1) 入札の件名

原子力防災対策車（普通貨物自動車） 2台

## (2) 物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成18年3月24日

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類

「5車両船舶類」、中分類「(1)車両類」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月18日から11月25日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月1日(木) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

ウ 開札 即時開札

### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額(入札金額に消費税等の額を加算した額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

## 収用委員会告示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、同条の規定に

より告示する。

平成17年11月18日

島根県収用委員会会長 吾 郷 計 宜

1 起業者及び代理人の所在地及び名称

(1) 起業者

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号 国土交通大臣 北側一雄

(2) 上記代理人

広島県広島市中区上八丁堀6番30号 中国地方整備局長 甲村謙友

2 事業の種類

一般国道9号改築工事(益田道路・島根県益田市高津一丁目地内から同市飯田町地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別表のとおり

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成17年11月8日

別表

所在地		地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考							
			公簿	現況	公簿	実測		氏名	住所	氏名	住所	種類	種類								
島根県益田市飯田町	1256番	田	畑	624	734.97	734.97	三浦良美	島根県益田市飯田町 1724番地 2	三浦良美	島根県益田市飯田町 1724番地 2	賃借権	賃借権	全筆								
島根県益田市飯田町	1257番	田	畑	357	404.28	404.28	三浦良美	島根県益田市飯田町 862番地	三浦良美	島根県益田市飯田町 1724番地 2	賃借権	-	全筆								
島根県益田市飯田町	1259番	田	畑	416	482.30	482.30	三浦良美	島根県益田市飯田町 862番地	三浦良美	島根県益田市飯田町 1724番地 2	賃借権	-	全筆								
島根県益田市飯田町	1261番 1	田	畑	809	367.92	367.92	中島健二	島根県益田市飯田町 862番地	中島健二	島根県益田市高津二 丁目12番12号	賃借権	-	全筆								
			私道		30.97	30.97															



## 正

## 誤

平成17年10月25日付け島根県報第1,721号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から7	字吉田	字大吉田

平成16年12月24日付け島根県報第1,636号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から6	博士課程修了 大学6卒	修士課程修了 大学6卒

平成17年7月19日付け島根県報号外第71号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から2	(表)	

